

農 地 法 第 5 条 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 書

●●年●●月●●日

庄原市農業委員会会長 様

譲受人等 住所 庄原市〇〇町▲▲▲番地
氏名 東西建設株式会社
(名称)
連絡先 電話番号 (0824) 73 - 〇〇〇〇

譲渡人等 住所 庄原市〇〇町□□□番地□
氏名 西城 一郎
(名称)
連絡先 電話番号 (0824) 88 - ●●■●■

次によって農地(採草放牧地)の(に)「 賃借権 」を「 設定 」したいので、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可を申請します。

1 許可を受けようとする土地の状況等

土地の所在 (庄原市)	地番	地目		面積(㎡)	所有権以外の使用収益権が設定 されている場合		市街化区域・市街化 調整区域・その他区 域の別
		登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は 名称	
〇〇町字□■	1211	畑	畑	500			その他
〇〇町字□■	1212 番 1	田	田	1,000			同上
計 1,500 ㎡ (田 1 筆 1,000 ㎡, 畑 1 筆 500 ㎡)							

2 転用目的等

用 途	資材置場及び休憩所					
工 事 計 画	着工	●●年 9 月 1 0 日 完成			〇〇年 8 月 3 0 日	
	名 称	棟数等	建築面積等(㎡)	所要面積(㎡)	備 考	
土 地 造 成				2, 1 0 0	併用地 雑種地 600 ㎡	
建 築 物, 工作物その他						

条 件 (以下は、基本的な許可条件となります。)

- 1 申請書に記載した用途に使用すること。
- 2 申請の内容と異なる目的、又は事業計画に変更しようとするときは、あらかじめ庄原市農業委員会長の承認を受けること。
- 3 工事は、許可の日から 年以内に完了すること。ただし、やむを得ない事情によりこの期間内に工事が完了しないことが明らかとなったときは、あらかじめ庄原市農業委員会長の承認を受けること。
- 4 前各号のいずれかに違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- 5 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から 3 箇月後及びその後 1 年ごとの工事の進捗状況報告書を翌月 15 日までに、更に工事が完了したときは工事完了届を、それぞれ現況写真を添付して庄原市農業委員会に提出すること。

3 転用の事由等

転用を必要とする理由	現在、東西市大字××に資材置場として（2, 100㎡）を賃借して、コンクリート資材、まさ土、砂、バックホー3台、2トントラック2台などを置いているが、今年の9月末で賃貸借契約が終了するので、新たな資材置場を必要としている。 申請地には、現在の置場の資材を移転させる。
事業又は施設の操業又は利用期間	●●年9月10日10年間

4 権利を設定・移転しようとする契約の内容（権利の内容欄は、該当箇所に○をすること。）

申請に係る権利の内容	所有権移転	賃借権設定	使用貸借による権利の設定	その他
権利の設定又は移転の時期	許可の日	権利の存続期間		
売買価格又は賃借料	50万円／年間			

5 事業の資金計画

(単位：円)

必要経費	資金調達計画
土地買収・借上費	自己資金
土地造成費	借入資金
建築費	その他
その他	
計	計

6 転用することによって生ずる付近の農地、採草放牧地、作物等に対する被害の防除施設の概要
別紙計画書のとおり

7 その他参考となるべき事項

(1) 関連法令の許認可手続きの状況（必要な箇所に○をすること。）

農業振興地域の整備に関する法律	手続中	手続不要
都市計画法	申請中	未申請 申請不要
宅地造成等規制法	申請中	未申請 申請不要
その他（法律名を記入）	申請中	未申請 申請不要

(2) その他（法令（条例を含む。）で義務付けられている行政庁との事前協議が必要であれば、その状況）

この申請に関する照会に応答する者の連絡先の住所、氏名及び電話番号

住所	〒 庄原市〇〇町▲▲▲番地	氏名	南東 三郎
電話番号	(0824) 73 - 〇〇〇〇	自宅 勤務先 (名称)	東西建設株式会社 総務課

(注) 1 「自宅 勤務先」は、いずれかに○をすること。

2 照会に応答する者が法人の場合、「氏名」に担当者名を、「名称」に法人の名称を記載すること。